

公示第 8-5 号

公 示 送 達 書

公 示

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるので、地方税法第20条の2の規定により公示します。

この書類は、当所において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月9日

滋賀県南部県税事務所長

大田 伸行

記

書 類 の 情 報

送達を受けるべき者の氏名名称、
事務所または事業所

地方税法に規定する地方団体の徴収金の賦課徴収または還付に関する書類

芝原 浩彰

(以 下 余 白)